

長野県 ステップアップオフィス事業

(知的・精神障がい者チャレンジ雇用)

事業の目的

本事業は、障がいのある方の雇用機会の拡大のため、主に知的・精神障がいのある方(※)で民間企業等への就職を目指す方を「チャレンジ雇用職員」として県が雇用し、障がいのある方が県で働く経験を通じてステップアップしていくことを目的としています。県機関においても障がい者雇用に関する理解・促進を図ることを目指しています。

(※身体障がいのある方も応募可能です。)

チャレンジ雇用職員とは?～長野県版～

県の本庁及び現地機関に非常勤職員(パートタイム会計年度任用職員)として勤務し、一般行政事務補助等の業務を通じて、民間企業等への就職に向けた経験を積みます。

チャレンジ
雇用
(最長3年)

民間企業等
への就職
(一般就労)

支援を受けながら働き
就労準備性を高めていきます

ステップアップとは?

【障がいのある方のステップアップ】

県で働く経験を通じて自信をつけ、就労準備性や能力を向上



支援体制

実施所属の職員1名が「キーパーソン」として日常の支援をします。県庁(2人)及び各地域振興局にいる「障がい者活躍サポーター」が、県組織全体、各地域の障がい者雇用を支援します。

障がい者活躍
サポーター
【サポートスタッフ】

* 支援・相談・
業務コーディネートを担当

日常的な
相談・支援

【チャレンジ雇用(非常勤職員)】

<長野県庁>
<各圏域>
地域振興局
保健福祉事務所
<教育委員会>
事務局各課・教育事務所・県立学校等

超短時間勤務・
弾力的な勤務設定
も可能

サービス、待遇等

(1) 身分

一般職非常勤職員（パートタイム会計年度任用職員）

(2) 任用期間

採用日から当該日が属する年度の3月31日まで

ただし、勤務状況等を踏まえて採用日から最長3年まで再度任用する可能性があります。（例：令和5年6月1日採用の場合、最長令和8年5月31日まで再度任用が可能）

(3) 勤務時間（※）

勤務時間 1日あたり6時間（午前8時30分～午後3時30分）

※障がいの状況や特性等に応じて、勤務課所と相談の上、時差勤務や勤務日数及び時間の短縮をすることも可能です。

(4) 報酬

- ・時給958円
- ・通勤費用相当額（県の規定で対象となる場合）
- ・期末手当（6月、12月支給。在職期間、勤務実績等に応じて支給）

(5) 社会保険等

共済短期、厚生年金、雇用保険

（勤務時間によっては、対象外となる場合があります。）

応募資格

主に、知的障がい又は精神障がい若しくは発達障がいのある方
（身体障がいのある方も応募可能です。）

主な業務内容（例）

一般事務補助（データ入力、軽易な書類作成等）

事務機械操作及び軽作業（コピー取り、郵便物の封詰め、收受等）

職場環境の整備業務（給湯、廃棄文書の整理等）

等

※上記の業務はあくまで一例です。勤務課所の業務内容をもとに、障がいの状況や特性等に応じて、業務を担当していただきます。

なお、チャレンジ雇用は、あくまで雇用ですので、勤務中に、ソーシャルスキルトレーニングや、パソコンの資格を取得するための訓練等はしません。

窓 □

長野県健康福祉部障がい者支援課

障がい者活躍サポーター

TEL 026-235-7105

E-mail fuku-shakai@pref.nagano.lg.jp

長野県総務部人事課

障がい者活躍サポーター

TEL 026-235-7033

E-mail jinjij@pref.nagano.lg.jp